

# 令和6年度 豊肥保健所行動計画(全体図)

## I-1 健康危機管理の拠点としての機能の充実

### 「自然災害や様々な感染症、食中毒等の健康危機管理事案に対する体制整備」

- ・ 感染症や大規模災害発生に備え、関係機関・団体と連携した訓練等を実施します。
- ・ 社会福祉施設、病院等を対象にした感染症対策研修会を開催し、感染症対策を強化します。

## I-2 健康危機管理の拠点としての機能の充実

### 「食品衛生対策(営業施設の指導等)の推進」

- ・ 食品製造業者、飲食店等に対する衛生管理の指導を行い、食品による健康被害の防止対策を行います。
- ・ 食品衛生対策及びレジオネラ症対策として、講習会の実施や施設の監視を行います。

## II-1 健康寿命日本一に向けた取組「健康づくりの推進」

- ・ 市と協働した働く世代の健康づくりや、「健康経営」に取り組む事業所を支援します。
- ・ 食の健康応援団の登録、活用の推進による食環境整備、高校生、働き世代、高齢者への食育等を通じた健康づくりを推進します。

## II-2 健康寿命日本一に向けた取組

### 「地域包括ケアシステムの深化」

- ・ 両市が取り組む在宅医療・介護連携推進事業を支援するとともに、関係機関の連携促進や調整を行います。
- ・ 在宅医療・介護連携の推進に携わる関係職員が最新知識や技術を習得できるよう、ニーズに応じた研修会を開催します。
- ・ MCI(軽度認知障害)の段階で早期発見・早期対応のための地域連携による取組が促進されるよう、関係機関の取組を支援します。

## III おおいたうつくし作戦の推進

- ・ 「おおいたうつくし推進隊」等の環境保全活動を推進し、美しく快適な県づくりを目指します。
- ・ 事業場の排水監視及び浄化槽の適正な維持管理に関する講習会を開催し、豊かな水環境保全を推進します。
- ・ 廃棄物の不法投棄防止に向けた巡回指導を行い、廃棄物の適正処理を推進します。
- ・ 建築物の解体などに係る作業基準の周知及び指導を行い、アスベスト飛散防止対策の強化を図ります。

## IV ICT等を活用した保健所業務の効率化と県民サービスの向上

- ・ 業務のデジタル化やICTの活用を行い、保健所業務の効率化を推進します。

## 現状と課題

### I 健康危機管理の拠点としての機能の充実 1 自然災害や様々な感染症、食中毒等の健康危機管理事案に対する体制整備

保健所は、感染症や食中毒、自然災害等による住民の健康を脅かす事態に対して、健康被害の発生予防や拡大防止等の対策を担う健康危機管理の拠点としての機能を充実する必要がある。

#### 1 関係機関との連携強化及び体制整備

近年、大規模な自然災害の発生により甚大な被害が生じており、平時から関係機関を交えた演習等を通じた、地域全体の対応能力向上や所内の体制整備が必要である。また、災害発生時、難病患者等で避難に支援が必要な人が、スムーズに避難できるよう、両市の体制整備促進にむけ、連携、協力する必要がある。

#### 2 社会福祉施設や医療機関における感染症・食中毒対策

令和5年度の新型コロナウイルス感染症の集団発生報告件数は24件で、うち高齢者施設が17件、障がい福祉施設が5件であった。また、県内で発見されていた薬剤耐性菌の一種であるVRE感染症の患者・保菌者が、管内医療機関においても複数報告され、感染対策の徹底が課題となった。結核については、新登録患者は4名で、診断の遅れの割合が全国と比較し高い状況にある。重症化リスクの高い人々が入所している施設等において、感染症の発生予防・早期発見、感染拡大防止の取組及び保健所への早期相談・報告がなされるよう、啓発及び支援の強化が必要である。

## 保健所が実施すべき対策

#### 1 関係機関との連携強化及び体制整備

- (1) 関係機関と連携した感染症対策訓練の実施
- (2) 関係機関と連携した災害対応訓練の実施
- (3) 市が作成する難病患者等の避難行動要支援者名簿及び実動可能な個別避難計画作成の支援
- (4) 感染対策向上加算の医療機関や感染管理認定看護師等と連携した感染対策の推進
- (5) 「健康危機対処計画」の評価、見直し

#### 2 社会福祉施設や医療機関における食中毒・感染症対策

- (1) 感染症情報等に関するタイムリーな情報発信
- (2) 高齢者福祉施設等の職員を対象にした会議・研修会等の開催
- (3) 感染管理認定看護師等と連携した訪問指導・助言
- (4) 結核対策の課題の抽出及び関係機関との情報共有

## 中期的目標

- ・関係機関と連携した災害、感染症対応訓練の実施継続
- ・高齢者福祉施設・医療機関での感染症集団発生の減少
- ・結核患者の感染性のない段階での早期発見・早期診断

## 目標指標

#### 1 関係機関との連携強化及び体制整備

- (1) 関係機関との感染症対策訓練、研修会の実施：年2回
- (2) 市と合同の大規模災害時健康危機管理研修の実施：年1回
- (3) 難病患者等の個別避難計画作成等にかかる会議の開催：各市年2回
- (4) 感染管理認定看護師等との連絡会議の実施：年3回
- (5) 健康危機管理連絡会議の開催：年1回

#### 2 社会福祉施設や医療機関における食中毒・感染症対策

- (1) 感染症情報の提供：ホームページ(毎週更新)
- (2) 社会福祉施設向け食中毒・感染症対策研修会の開催：年1回
- (3) 感染管理認定看護師等同行の訪問指導、助言：年3回
- (4) コホート検討会の開催：年1回

## I 健康危機管理の拠点としての機能の充実

## 2 食品衛生対策(営業施設の指導等)の推進

## 現状と課題

## 1 食品による健康被害防止対策

食品衛生法改正により、令和3年6月から原則としてすべての食品等事業者にはHACCP(危害分析・重要管理点方式)に沿った衛生管理の実施が求められることになった。食の安全性確保にはフードチェーン全体で取り組むことが必要であり、管内には多くの小規模事業者があるため、それぞれが取り扱う食品の特性等に応じたHACCPに沿った衛生管理が適正に行われることが重要である。そのため、HACCPのレベルアップができるよう、引き続き直接または講習会等を通じて指導及び支援を行っていく必要がある。

併せて、全国的に加熱不十分な食肉による食中毒が多く発生していること、県内においてアニサキスによる食中毒が連続して発生していることから、事業者や消費者への啓発が必要である。

## 2 食品表示対策

不適正事例が発生していることや今後も制度の改正等が想定されることから、事業者に向けて効果的に制度の普及・啓発を行う必要がある。特に、食物アレルギー事故を防ぐため、適正なアレルギー表示について指導を行うことが重要である。

## 3 旅館・ホテル、公衆浴場等の入浴施設でのレジオネラ感染防止対策

管内は豊かな自然に恵まれ、県外はもとより海外からも観光客が多く訪れており、旅館や公衆浴場等の入浴施設営業者に対するレジオネラ症対策を十分にすることが必要である。

## 保健所が実施すべき対策

## 1 食品による健康被害防止対策

- (1) 食品等事業者に対するHACCP指導及び定着支援
- (2) 食肉の生食等による食中毒防止対策
- (3) アニサキスによる食中毒防止対策

## 2 食品表示対策

- (1) 食品等事業者を対象とした講習会における食品表示適正化指導
- (2) リーフレット等の配布による食物アレルギー対策指導

## 3 旅館・ホテル、公衆浴場等の入浴施設でのレジオネラ感染防止対策

- (1) 入浴施設営業者に対するレジオネラ症対策講習会の実施

## 中期的目標

食品営業許可施設のHACCP導入率:100%

## 目標指標

## 1 食品による健康被害防止対策

- (1) HACCPの定着支援をした営業施設数:年200件
- (2) 焼肉店、居酒屋、食肉処理・販売業者への監視指導:年25件
- (3) アニサキスに関する情報提供回数:年25回

## 2 食品表示対策

- (1) 講習会における食品表示指導回数:年8回

## 3 旅館・ホテル、公衆浴場等の入浴施設でのレジオネラ感染防止対策

- (1) 入浴施設営業者に対するレジオネラ症対策講習会:年1回

## II 健康寿命日本一に向けた取組

## 1 健康づくりの推進

## 現状と課題

豊肥管内は県下でも最も高齢化率が高く、更なる健康寿命延伸のためには、青壮年期からの健康づくりが重要である。

## 1 働く世代の健康づくり(健康経営事業所における健康づくりの支援強化)

健康寿命延伸を図るため、市と共に事業所で働く人をターゲットとした健康経営事業所の取組を展開してきた。令和5年度末現在、健康経営登録事業所は139事業所(内、認定事業所57事業所)、昨年度から15事業所増加し、認定率は前年の35%から41%まで上昇した。

一方で、人材不足と従業員の高齢化が深刻な豊肥地域では、健康課題を抱えながら働く従業員も増えている。「長く元気に働き続ける」ために、市・関係機関等と協働した事業所の職場ぐるみの健康づくりの働きかけを強化していく必要がある。

## 2 食育・栄養改善の推進

令和2年度から新基準(うま塩、野菜たっぷりメニュー等)に変更となった食の健康応援団の登録数は45店舗である。新規登録の推進により登録店舗を拡充し、その活用を推進していく必要がある。併せて、高校生が卒業後も、食を通して自らの健康管理ができるための支援や働き世代への食生活・栄養改善の推進が必要である。また、高齢化率の高い地域でもあるため、高齢者の食育に取り組む必要がある。

## 3 アルコール健康障害対策の推進

管内はアルコール摂取量が県平均より多い。過度な飲酒は様々な健康障害に繋がることや、以前からアルコール依存症の深刻な相談があることから、アルコール健康障害の早期発見、再発防止に取り組んでいる。今後も改善に向けて、地域の関係者が連携した予防や早期介入と切れ目ない支援体制の構築が必要である。

## 保健所が実施すべき対策

## 1 働く世代の健康づくり(健康経営事業所の取り組み支援強化)

市、関係機関等と協働した事業所の取り組み支援

## 2 食育・栄養改善の推進

(1) 食の健康応援団の推進による食環境整備

- ・新規店舗の登録
- ・登録店舗での利用者へ向けた啓発
- ・登録店舗への支援(情報提供、利用促進)

(2) 高校生、働き世代への啓発

- ・食育SATやベジチェック等の体験型啓発を市との協働により行い、高校生、働き世代へ食事のバランスや野菜摂取を推進

(3) 高齢者への低栄養予防の啓発

## 3 アルコール健康障害対策の推進

(1) アルコール健康障害対策に関する研修の企画・運営

(2) 関係者との連携による早期介入と切れ目ない支援体制の構築

## 中期的目標※

※当保健所では令和2年度～6年度で設定しており、今年度が最終年度

- ・健康経営事業所登録数: 145事業所、健康経営認定事業所数: 60事業所
- ・「うま塩」や「もっと野菜」に取り組む店舗数の増加: 新規登録10店舗以上
- ・アルコール健康障害の早期介入のための関係者間の連携促進

## 目標指標

## 1 働く世代の健康づくり(事業所ぐるみの取組の支援強化)

- ・好事例の横展開を目指した事業所元気セミナーの開催: 年2回
- ・おおいた心と体のアドバイザー派遣事業: 年1事業所以上
- ・事業所訪問: 年15事業所以上

## 2 食育・栄養改善の推進

- (1) 食の健康応援団の新規登録数: 各市1店舗以上
- (2) 高校での食育活動、働き世代への体験型啓発: 各市年2回以上
- (3) 高齢者への情報発信: サロン、スーパー、道の駅等: 年2回

## 3 アルコール健康障害対策の推進

- (1) 研修会の開催: 年1回
- (2) アルコール健康障害対策関係者連絡会議の開催: 年2回

## II 健康寿命日本一に向けた取組

### 2 地域包括ケアシステムの深化

#### 現状と課題

##### 1 在宅医療・介護連携推進事業の支援

平成27年度以降、各市が主体的に在宅医療・介護連携推進事業に取り組んでいるなか、保健所では医療計画及び地域医療構想に示された方向性に留意しながら、各市の取組がより効果的かつ効率的に実施されるよう管内関係機関の連携促進や調整に努めている。  
医療資源の限られた圏域であるため、圏域外医療機関との連携促進等広域的課題も踏まえた対策検討が必要である。

##### 2 入退院時情報共有ルールに基づく連携の質の向上

患者の入退院時に病院と介護サービス事業所との情報共有により、切れ目のない支援の提供と退院後の状態悪化予防を目指している。令和4年度の実態調査では、入院時連絡率が89.8%(R1:89.7%)、退院時連絡率は、92.7%(R1:86.3%)で高い水準を維持している。  
今後は連携の質の向上や、地域医療連携の担当部署を有しない医療機関(有床診療所等)との連携促進に向けた取組が重要である。

##### 3 在宅医療介護連携推進に向けた関係者の資質向上及び連携強化

複雑かつ多様化する在宅療養ニーズに応えるため、在宅医療・介護に係る地域課題の共有や多職種連携のための人材育成、人材確保が必要である。  
精神障がい者については、地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう地域移行・地域定着の推進に向けて、精神保健医療福祉関係者による重層的な支援体制の強化が必要である。また、認知症対策においては市が実施するMCI(軽度認知障害)事業が効果的に実施できるよう支援するとともに、認知症疾患医療センターと協働してかかりつけ医と連携する仕組みを推進する必要がある。

#### 保健所が実施すべき対策

##### 1 在宅医療・介護連携推進事業の支援

- (1)各市が実施する協議会や研修会、普及啓発等事業の企画・運営への支援
- (2)管内各市及び関係機関の連携・調整の場の設置

##### 2 入退院時情報共有ルールに基づく連携の質の向上

- (1)入退院時情報共有ルールの評価と見直し

##### 3 在宅医療・介護連携推進に向けた関係者の資質向上及び連携強化

- (1)医療・看護・介護職等を対象とした会議や研修会の開催
- (2)看護職の在宅看護連携強化のための研修の実施
- (3)精神障がい者の地域移行・地域定着に向けての関係者との会議や研修会の企画・運営
- (4)MCIの早期発見・早期対応、かかりつけ医と連携する仕組みを推進するための関係機関の取り組みへの支援

#### 中期的目標

- ・退院時連絡率:90%以上の維持
- ・精神障がい者の地域移行:各市1事例

#### 目標指標

##### 1 在宅医療・介護連携推進事業の支援

- (1)各市の開催する協議会や委員会、研修会等への参画:年16回
- (2)広域的な課題に係る関係者との意見交換会の開催:年1回

##### 2 入退院時情報共有ルールに基づく連携の質の向上

- (1)入退院時情報共有ルールの見直し、改正と関係機関への周知

##### 3 在宅医療・介護連携推進に向けた関係者の資質向上及び連携強化

- (1)在宅医療・介護連携推進関連の会議・研修会の開催:年4回
- (2)医療と在宅を結ぶ看護職員相互交流体験事業:年1回
- (3)精神障がい者支援関連の会議・研修会の開催:年5回
- (4)認知症疾患医療センターや各市が主催する会議・研修会等への参画:各市主催年12回、センター主催年1回

## Ⅲ おおいたうつくし作戦の推進

## 現状と課題

## 1 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

管内で16団体が「おおいたうつくし推進隊」として環境美化にかかる取組みをしているが、構成員の高齢化により、継続的に活発な活動は困難な状況にある。このため、地域連絡会等の活用により、各団体ごとの交流を促進することや、情報発信の場の提供などを支援する必要がある。

地域住民の環境に関する意識を高め、主体的に行動する人材を育むために、子どもから大人までのあらゆる世代や、小中学校や地域の公民館、職場等への環境教育アドバイザー派遣による環境教育が必要である。

## 2 豊かな水環境保全の推進

管内の河川保全活動は、平成10年度から大野川流域ネットワークが、また平成27年度から芹川会議が活動をしている。

豊かな水環境保全の推進には、事業場排水の監視・指導を行うとともに、流域住民による河川の清掃・美化活動などの河川保全活動への支援とともに、市による浄化槽の適切な維持管理に向けた指導などの生活排水対策も必要である。

## 3 廃棄物の減量化・再資源化と適正処理の推進

廃棄物不法投棄や不適正処理事案は管内においても依然として発生している。早期発見と迅速な対応をするために、今後も巡回監視を通じて、廃棄物の不法投棄防止や適正処理の推進を実施する必要がある。

## 4 アスベスト飛散防止対策の強化

大気汚染防止法の改正により、建築物の解体などの作業基準が強化されたため、適切なアスベスト飛散防止措置について周知、指導する必要がある。

## 保健所が実施すべき対策

## 1 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

- (1) 環境教育アドバイザーの派遣など環境教育の推進
- (2) おおいたうつくし作戦地域連絡会の開催

## 2 豊かな水環境保全の推進

- (1) 事業場の排水対策推進を目的とした監視・指導
- (2) 流域住民等による水環境保全活動への支援

## 3 廃棄物の適正処理の推進

- (1) 廃棄物の不法投棄や不適正処理防止に向けた巡回監視

## 4 アスベスト飛散防止対策の強化

- (1) 建設リサイクル法に基づく合同パトロール

## 中期的目標

事業場排水基準達成率: 100%

## 目標指標

## 1 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

- (1) 環境教育アドバイザー制度の周知: 年10回
- (2) おおいたうつくし作戦地域連絡会: 年1回

## 2 豊かな水環境保全の推進

- (1) 事業場への立入調査: 年40件
- (2) 水環境保全活動への支援: 年1回

## 3 廃棄物の適正処理の推進

- (1) 廃棄物の不法投棄や不適正処理防止に向けた巡回監視  
: 年140件

## 4 アスベスト飛散防止対策の強化

- (1) 建設リサイクル法に基づく合同パトロール: 年2回

## IV ICT等を活用した保健所業務の効率化と県民サービスの向上

## 現状と課題

## 1 保健所業務のデジタル化

県では、令和4年以降新型コロナウイルス感染症対応に業務改善プラットフォームであるkintoneを導入し、新型コロナウイルス感染症対応業務の効率化を図った。令和5年1月に発生した高病原性鳥インフルエンザ対応においても、防疫作業従事者の健康調査に利用されるなど、新型コロナウイルス感染症以外の業務においてもkintoneの活用が進んでいる。

全庁的には令和6年度までに行政手続100%電子化を目指し、各種手続きの電子化や、公金収納窓口のキャッシュレス化の開始など、積極的にデジタル化を推進している状況であり、福祉保健部でも令和5年度に各保健所から選出された職員で構成される保健所DX化PTを立ち上げ、保健所業務のDX化の検討を進めている。

各保健所は、平時から保健所業務全般について、県民の利便性向上に向けてICT等を活用した業務の効率化を求められており、豊肥保健所でも令和5年度から所内ICT活用推進プロジェクトチームを結成し、組織的にデジタル化、電子決裁化に取り組んでいる。

## 保健所が実施すべき対策

## 1 ICT等を活用した保健所業務の効率化の推進

- (1) kintoneの他業務への活用検討
- (2) 電子申請(Graffer等)に対応できる業務行程の見直し
- (3) ICT活用推進に向けた職員の知識および技術の向上
- (4) 窓口におけるキャッシュレス決済の導入と円滑な収納事務の対応

## 中期的目標

- ・デジタル化による業務の効率化
- ・全庁的なキャッシュレス化への対応

## 目標指標

## 1 ICT等を活用した保健所業務の効率化の推進

- (1) kintoneを新たに導入した業務数: 年1件以上
- (2) 電子申請を導入した業務数: 年5件以上
- (3) デジタル技術に係る研修の受講: 1人あたり年1回以上
- (4) 県民に対するキャッシュレス決済の周知、案内  
: 窓口での掲示、ホームページへの掲載  
キャッシュレス収納に係る事務マニュアルの作成